

高齢者虐待防止の為の指針

株式会社こうゆう
きらり訪問看護ステーション

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準法令第 73 条第 7 号に基づく虐待の為の指針を、以下のように定める。

1. 虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する法律（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要と考える。

当事業所では同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」と言う目的を達成し、当事業所が掲げる理念「その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す」を実現する為虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対処し再発防止策を講じる。

尚、高齢者虐待防止法に基づき、当事業所では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。事業所のサービス内容及び社会的意義を鑑み、当事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す擁護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況ならびに虐待に至る以前の対策は必要な状況についても「虐待等」として本指針に基づく取り組みを対象とする。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、また生じるおそれがある暴力を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他の当該高齢者から不当な財産上の利益を得ること

3. 虐待防止検討委員会と事業所内の組織に関する事項

1) 虐待防止検討委員会の設置

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準号令第73条第7号に基づく虐待の防止の為の対策を検討する委員会として「きらり訪問看護ステーション虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置する。

2) 委員会の組織

委員会の構成員は、事業所管理部門職員とする。委員会の責任者として委員長及び担当者を置き、これをきらり訪問看護ステーションの管理者が務める。その他、各構成員の役割は下表通りとする。

【構成員の役割】

構成員	役割
きらり訪問看護ステーション 管理者（岩城）	委員長（責任者） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
中下・松永・佐藤	虐待防止措置の周知、進捗管理
中下・松永・佐藤	医療的ケアに関する検討、医師召集の要否検討
中下・松永・佐藤	利用者・家族等への説明、相談対応

3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき6ヶ月に1回以上の間隔で定期的開催するとともに、必要に応じて随時開催とする。

4) 委員会における検討事項

委員会では以下の事項について検討会を行うとともに、必要な取り組み事項を決定する。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び運営に関すること
- ④ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方針に関すること
- ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他資料を作成し、全職員に回覧するなどして周知徹底を図る。

4. 虐待防止の為の職員研修に関する基本方針

1) 定期開催

虐待等の防止を図るため、全看護職員、全理学療法士の対する職員研修を年 1 回（12ヶ月を目安）に実施します。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定めて虐待等の防止を図る為の研修を必ず実施する

3) 研修内容

具体的には、次のプログラムにより実施する

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ・ 高齢者権利擁護事業及び青年後見人制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前リスク
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

4) 研修の記録

研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い速やかに各担当地域包括支援センター又は、さいたま市・川口市の窓口ご連絡します。また擁護者による虐待である場合でも同様に対処ご連絡します。

尚、行政機関等からの調査や指導ならびに処分等については法令に従い適切に対応します。

2) 報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者(利用者)を発見・通報した場合を含めて、虐待が発生した場合には、速やかに委員会構成員に報告を行う。報告を受けた構成員は直ちに委員長に報告する。

報告を受けた委員長は下記を適時適切に対応もしくは対応指示を実施する。

- ① 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- ② 区等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③ 法人、家族等への報告（第一報）
- ④ 関係職員に勤務状況等の確認
- ⑤ 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止の検討及び対策の決定
- ⑥ 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- ⑦ 関係各所への報告
- ⑧ 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認と評価

6. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については重要事項説明に示す当事業所の設置する苦情対応窓口において受け付ける。受付担当は苦情等の内容を精査し虐待に関係する内容が含まれている場合には委員会に報告する。

7. 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを理解し、日頃から虐待の早期発見に努める。またサービスの提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかな区市町村へ報告しなければならない。

8. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

当事業所の「虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における虐待の防止に努める。

9. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改訂作業は委員会により実施する。

10. 附則

この指針は、令和6年1月1日から施行する。